

第2 社会福祉法人の設立に向けて

1 社会福祉法人の設立を考えている方へ

(1) 社会福祉法人を設立し、どのような事業を行う予定ですか。

- 社会福祉法人が行うことのできる事業は、限られています。
 - ・ 社会福祉事業とは、法第2条第2項に規定する「第1種社会福祉事業」と同条第3項に規定する「第2種社会福祉事業」とがありますが、いずれの事業もそれぞれ限定列举されています。
 - ・ ただし、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うこともできます（法第26条）。
 - ・ なお、法第2条に規定されている社会福祉事業を行わずに、公益事業や収益事業のみを行うことを目的として、社会福祉法人を設立することはできません。
- また、社会福祉法人が経営する社会福祉事業は、当該法人の行う事業のうち「主たる地位」を占めるものでなくてはならないので、社会福祉事業以外の公益事業や収益事業の規模は、当該社会福祉事業の事業規模に対して「従たる地位」にあることが必要です。
- そして、公益事業から生じた剰余金や収益事業から生じた収益については、当該社会福祉法人が経営する社会福祉事業又は公益事業に充当しなければならないとされており、当該社会福祉法人以外の法人等に支出したり、あるいは、貸し付けたりすることは、認められません。
- 加えて、社会福祉法人は、社会福祉事業及び法第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければなりません（法第24条）。

(2) どのような施設を整備される予定ですか。

- 施設の種別ごとに施設や利用者の数などの将来計画が策定されていますので、事前に整備予定の施設を所管する課と十分な協議をしてください。

(3) 基本財産は、ありますか。

- 法第25条では、「社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない」と規定しています。

この資産のことを「基本財産」といい、原則として、社会福祉法人が所有する土地、建物等が該当します。

(4) 建設資金等は、どのように確保するのですか。

- 建物の建設資金には、国や市の補助金制度がありますが、自己資金も用意する必要があります。また、社会福祉法人の設立当初の運転資金として、年間事業予算の12分の1以上（介護保険事業等の場合は12分の2以上）の資金も別途必要です。

そして、社会福祉法人の設立申請は、補助金の交付が確実になった後でなければ認められません。

なお、施設の認可又は設置の届出は、社会福祉法人が成立（登記）した後でなければ行うことができないことに注意してください。

- 建設資金の借入金として、独立行政法人福祉医療機構という公的融資機関を利用することができますが（融資限度額があります。）、あくまで「借入金」ですので、施設開設後に返済しなければなりません。（施設の運営については「措置費」、「補助金」又は「委託料」という形で、施設運営資金が国等から交付されますが、社会福祉法人の運営に対する資金の補助はありません。）

(5) 社会福祉法人の運営は、誰がするのですか。

- 上記の条件が整って社会福祉法人の設立を行うこととなりますが、法人を運営していくためには、評議員、役員（理事・監事）及び会計監査人（※）が必要になります。

※ 会計監査人は、事業の規模が政令で定める基準を超える場合、設置しなければいけません。

（政令で定める基準）

前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人

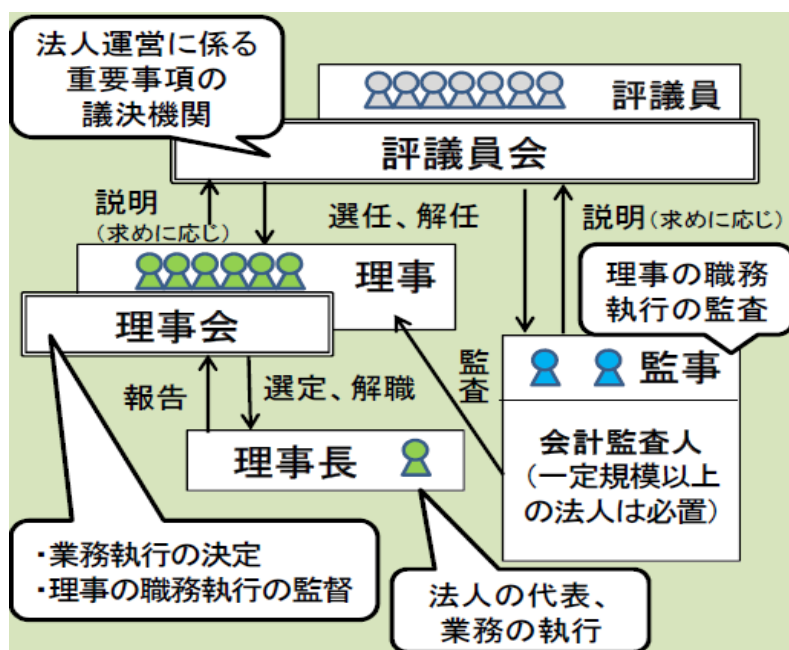
- 社会福祉法人の経営組織のうち、評議員会は、役員（理事・監事）の選任・解任の権限や定款変更の承認等の法人の基本的事項について決議する権限を有し、これらを通じて中立・公正な立場から理事等を牽制・

監督する役割を担う機関です。また、理事会は、法人の業務執行の決定や理事の職務執行の監督等を行うもので、法人の運営における重要な役割を持っている機関です。

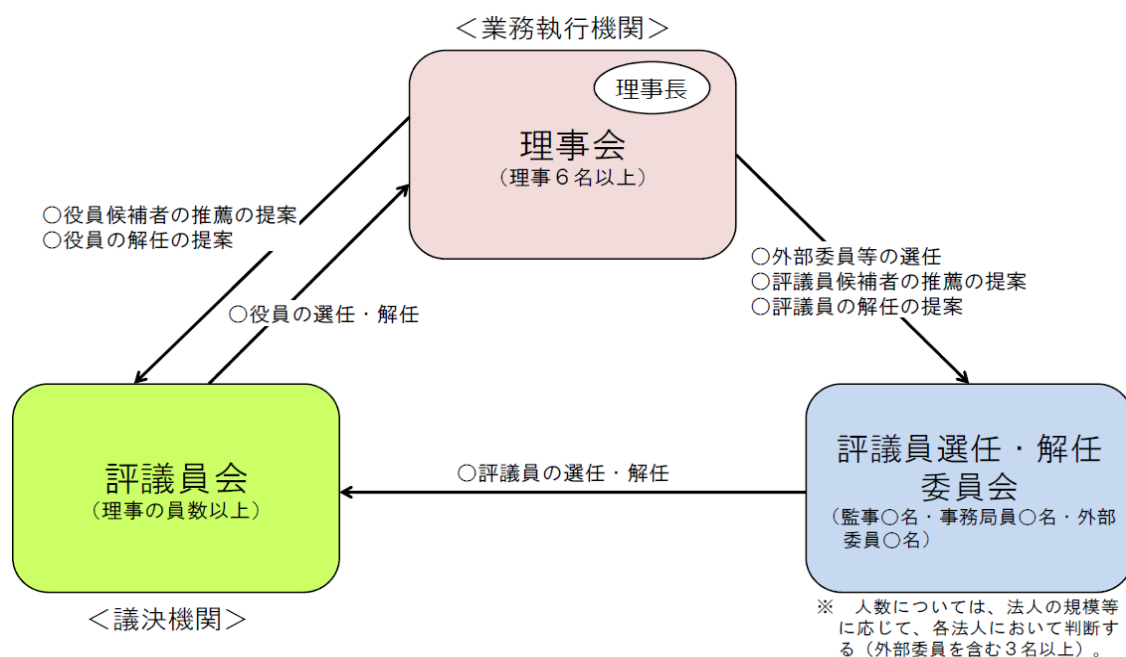
(参考①) 評議員会・理事会について

	理事会（必置）	評議員会（必置）
位置付け	業務執行の決定機関 ○以下の職務を行う。（法第45条の13第2項） ・社会福祉法人の業務執行の決定 ・理事の職務の執行の監督 ・理事長の選定及び解職	運営に係る重要事項の議決機関 ○社会福祉法に規程する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。（法第45条の8第2項）
決議事項	・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定 ・理事長及び業務執行理事の選定及び解職 ・重要な財産の処分及び譲受け ・多額の借財 ・重要な役割を担う職員の選任及び解任 ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 ・コンプライアンス（法令遵守等）の体制の整備 ※一定規模を超える法人のみ ・競業及び利益相反取引 ・計算書類及び事業報告等の承認 ・理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除 ・その他の重要な業務執行の決定	・理事、監事、会計監査人の選任 ・理事、監事、会計監査人の解任★ ・理事、監事の報酬等の決議 ・理事等の責任の免除（全ての免除（※総評議員の同意が必要）、一部の免除）★ ・役員報酬等基準の承認 ・計算書類の承認 ・定款の変更★ ・解散の決議★ ・合併の承認（吸収合併消滅法人、吸収合併存続法人、法人新設合併）★ ・社会福祉充実計画の承認 ・その他定款で定めた事項 ★：法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員※の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって決議を行わなければならない事項 ※出席者数ではなく、評議員の全体の数が基準となる。

(参考②) 評議員、理事、監事及び会計監査人の関係



(参考③) 評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会の関係



- 評議員及び役員の報酬については、評議員会の議決を経た上で報酬規程を定め、勤務実態に即して支給することはできますが、評議員及び役員の地位にあることのみをもって支給することはできません。

(参考④) 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬

【評議員の報酬】

- 評議員の報酬は定款で定めなければならない。

【理事の報酬】

- 理事の報酬は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。

【監事の報酬】

- 監事の報酬は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。
- 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議（全員一致の決定）によって定めることとなる。

【会計監査人の報酬】

- 会計監査人の報酬は、監事の過半数の同意を得なければならない。

※無報酬の場合は、その旨定めることとなる。

(6) どのような人が評議員になる予定ですか。

評議員の就任に当たり、いくつかの条件が付いています。

- ① 評議員の定数は、理事の員数を超える数であること。
- ② 評議員の選任及び解任の方法については、法人が定款で定めること。
※ 定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関（評議員選任・解任委員会）を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられます。
- ③ 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者であること。
- ④ 評議員の欠格事由

次に掲げる者は、評議員になることができません。

ア 法人

イ 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ ウに該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

オ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

カ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

⑤ 評議員の兼職禁止

評議員は、理事及び監事の選任・解任を通じて、理事等の業務執行を監督する立場にあるため、自らが評議員を務める社会福祉法人の理事、監事又は職員を兼ねることができません。

⑥ 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は3親等以内の親族及び各評議員又は各役員と特殊の関係のある者が含まれてはなりません。

なお、特殊の関係がある者には、次の者が該当します。

ア 当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

イ 当該評議員又は役員に雇用されている者

ウ ア、イに掲げる者以外の者であって、当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

エ イ、ウに掲げる者の配偶者

オ アからウに掲げる者の3親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にする者

- カ 当該評議員が役員（業務を執行する社員を含む。）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（業務を執行する役員を含む。）又は職員（これらの役員（当該評議員を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
 - キ 当該社会福祉法人の役員が役員（業務を執行する社員を含む。）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（業務を執行する役員を含む。）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
 - ク 支配している他の社会福祉法人の役員又は職員
 - ※ 支配している他の社会福祉法人：当該社会福祉法人の役員又は評議員で、評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人
 - ケ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である、評議員（これらの評議員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
 - ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人
- ⑦ 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員になることはできません。

(7) どのような人が、役員（理事・監事）になる予定ですか。

役員の就任に当たっても、いくつかの条件が付いています。

- ① 理事（6人以上）
 - ア 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければなりません。
 - （ア）社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（※1）
 - （イ）当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（※2）
 - （ウ）当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者（※3）
 - イ 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（以下「理事の親族等特殊関係者（※4）」という。）が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはなりません。また、理事の親族等特殊関係者の上限は3人です。
 - ウ 理事の欠格事由
 - 理事の欠格事由は、評議員と同様です。
 - エ 暴力団員等の反社会的勢力の者は、理事になることはできません。

※1 「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」は、例えば、次の

ような者が該当すること。

- (1) 社会福祉に関する教育を行う者
- (2) 社会福祉に関する研究を行う者
- (3) 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- (4) 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

※2 「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば、次のような者が該当すること。

- (1) 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
- (4) 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- (5) 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

※3 「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」とあるが、ここでいう施設とは、原則として、法第62条第1項の第1種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいう。ただし、第2種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が法人が経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は同様に扱うこと。

また、上記以外の施設等の管理者についても、必要に応じて、理事に登用することが適当であること。

なお、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、1人以上の施設の管理者が理事として参加することを求めているものであり、当該法人の全ての施設の管理者を理事にする必要はない。

※4 「理事の親族等特殊関係者」は、次の者が該当すること。

- (1) 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (2) 当該理事に雇用されている者
- (3) (1)、(2)に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- (4) (2)、(3)に掲げる者の配偶者
- (5) (1)から(3)に掲げる者の3親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にする者
- (6) 当該理事が役員（業務を執行する社員を含む。）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員

又は職員が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。)

- (7) 次に掲げる同一の団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である理事（これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）

・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

② 監事（2人以上）

監事は、当該社会福祉法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任できません。

ア 監事には、次に掲げる者が含まれなければなりません。

（ア）社会福祉事業について識見を有する者

（イ）財務管理について識見を有する者

※ 監事は、計算書類等の監査を行うため、財務管理について識見を有する者がいることが必須です。具体的にいうと、公認会計士や税理士の資格を有する者が望ましいですが、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的知見を有する者等も考えられます。

イ 監事には、各役員の配偶者又は3親等以内の親族及び各役員と特殊の関係のある者が含まれてはなりません。

なお、特殊の関係がある者には、次の者が該当します。

（ア）当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

（イ）当該役員に雇用されている者

（ウ）（ア）、（イ）に掲げる者以外の者であって、当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

（エ）（イ）、（ウ）に掲げる者の配偶者

（オ）（ア）から（ウ）に掲げる者の3親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にする者

（カ）当該役員が役員（業務を執行する社員を含む。）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（業務を執行する社員を含む。）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）

（キ） 当該監事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員（当該監事を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限

る。)

(ク) 支配している他の社会福祉法人の理事又は職員

※ 支配している他の社会福祉法人：当該社会福祉法人の役員又は評議員で、評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人

(ケ) 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である監事（これらの監事が当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）

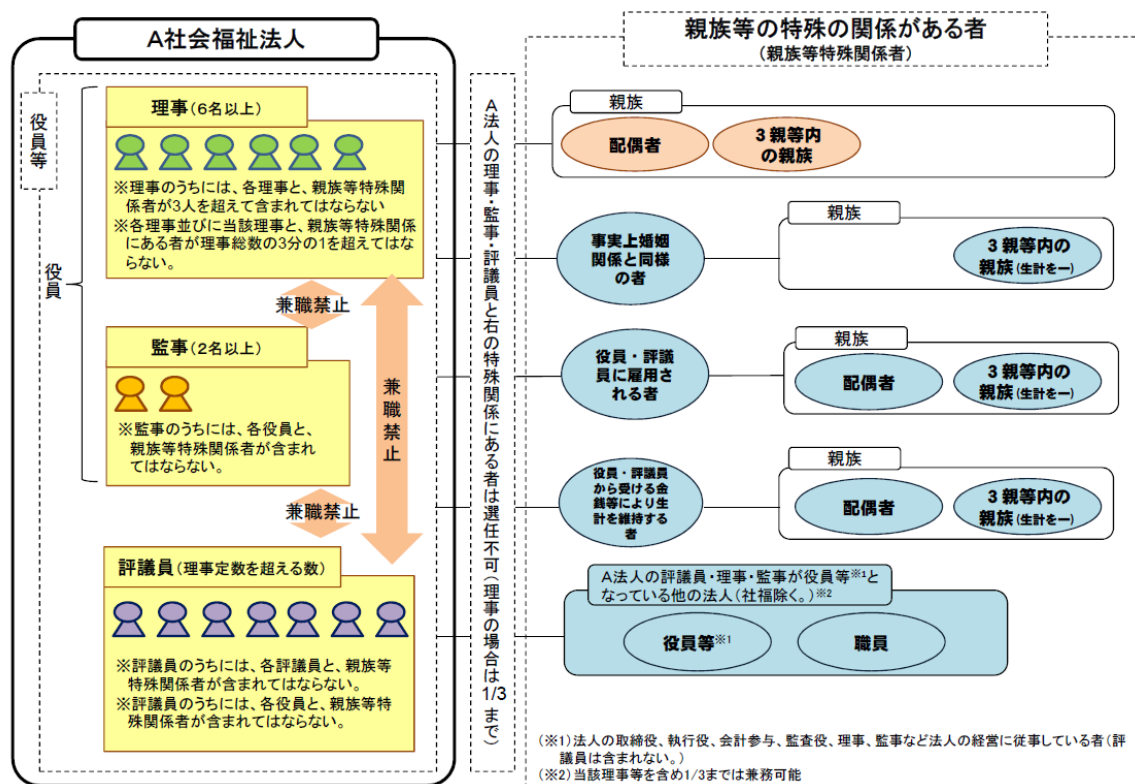
・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

ウ 監事の欠格事由

監事の欠格事由は、評議員及び理事と同様です。

エ 暴力団員等の反社会的勢力の者は、監事になることはできません。

(参考①) 社会福祉法人における親族等の特殊の関係のある者



(参考②) 社会福祉法人の役員等の兼務について

1. 法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼務関係

	会計監査人	監事	理事	評議員	職員
会計監査人		×	×	×	×
監事	×		×	×	×
理事	×	×		×	○
評議員	×	×	×		×
職員	×	×	○	×	

2. 評議員・監事・会計監査人と顧問会計士等との兼務関係

		評議員	監事		会計監査人
顧問会計士 顧問税理士 顧問弁護士	法律面・経営面の アドバイスのみ	○	○	記帳代行業務	×
	記帳代行業務・税理士業務	×	×		
財務会計に係る 態勢整備状況の 点検等の支援	助言にとどまる場合	○	○	税理士業務	×
	業務執行に当たる場合	×	×		

(8) 社会福祉法人設立の事務は、誰が担当されますか。

社会福祉法人の設立申請には、多岐にわたる書類を必要とします。これらの書類は今後の法人運営に大変重要なものですので、社会福祉法人の設立後理事長や、施設長になる予定の方が直接事務手続きを行ってください。

その他の事務については、社会福祉法人の設立、施設の開設に向けて、担当者と綿密に連絡を取りながら、手続きを進めてください。